

2019年度 事業計画書

社会福祉法人 砥部町社会福祉協議会

基本方針

砥部町社会福祉協議会は、「だれもが住み慣れた町で安心・安全に暮らすことのできる福祉のまちづくり」を基盤にした総合的な福祉の役割を担う地域の中核機関です。

多様化する福祉ニーズへの対応が求められる中、地域の頼れる存在として、あらためて社会福祉協議会の使命・理念・行動規範を掲げ、役職員共通認識のもと一丸となって社協運営に取り組む必要性があります。

そんな中、平成28年度に策定した「第1期砥部町地域福祉活動計画」では「だれもが幸せあふれる砥部町に」を掲げて、砥部町民による福祉活動への取り組みを「5か年計画」として示しました。今年度は実行3年目の年であり、昨年の活動評価等を踏まえながら、引き続いて地域住民活動のサポートをおこない、地域の実情やペースに寄り添いながら事業展開をしていきます。また住民活動で担いきれない専門性を有する地域課題や「個別支援」について相談業務の強化、細やかな支援の提供をおこなうため、日々、職員連携やスキルの向上を高めていきます。以下の内容を含め、社会福祉協議会が透明性のある適正な福祉事業運営を継続しながら、地域から信頼される機関として努めていきます。

地域福祉課では、昨年とともに多方面からの福祉ニーズを受け止め、CSWの専門性をより向上するとともに、地域と一体になって地域福祉活動の協働参加企画の推進を図りながら、「だれもが幸せあふれる砥部町に」への実現を目指していきます。

在宅福祉課では、法令遵守に努め、従事者の専門知識・技術向上に日々取り組んでいき、利用者一人一人がその人らしく在宅で安心した生活が続けられるよう、自立支援に向けたよりよいサービス提供ができるよう目指します。又、関係機関、地域住民、ボランティア、民生児童委員、行政等と連携強化に努め、「だれもが幸せあふれる砥部町に」を実現する為、地域に根付いた支援等ができるよう目指していきます。

A 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

積極的な社会福祉事業の企画運営に取り組みながら、組織や財政及び事務局体制の基盤強化を図る。また地域住民との連携、協働により地域福祉の推進・発展に繋げていきます。

（１）法人運営及び実施する福祉事業等についての企画・審議・検討

- ① 理事会の開催
- ② 評議員会の開催
- ③ 監事会の開催
- ④ 評議員選任解任委員会の開催
- ⑤ 行政機関との連携・協議

（２）社協会費の推進

住民が社会福祉事業への関心を持ち、住民参加型事業の参画ができるよう会員制を推進していきます。

(3) 地域福祉活動計画事業

地域住民が主体となる「地域福祉活動」への取り組みを図る事業です。

平成29～30年度は「第1期砥部町地域福祉活動計画」に基づき、計画のPRや意識付けを中心におこない、地域座談会（地区福祉活動推進懇談会）を定期開催しました。各地区で活動が生まれてきている中、引き続いて地域福祉活動サポートを実施します。（策定3年目）

【取り組み】

- ・小地域福祉活動発展事業の実施（1地区60,000円福祉活動助成金）
- ・地域福祉活動推進懇談会の開催（年1回実施）
- ・地区推進懇談会（地域座談会）の開催（広田・砥部・宮内・麻生 4地区）
- ・社協職員による「地域アクションプラン」の実行（継続）
- ・社協事業を含めた評価・見直しを図ります。

(4) 町内社会福祉法人連携による「地域における公益的な取組」の推進

平成28年度に策定した「砥部町社会福祉法人地域公益活動計画」に基づき、社会福祉法人が連携して協議や活動、評価を図っていきます。

【取り組み】

- ・砥部町社会福祉法人連携協議会の開催（年4～5回実施）

【参加法人】広寿会、砥部寿会、南風会、砥部町社会福祉協議会

- ・砥部町社会福祉法人地域公益活動計画の実行及び評価

- ① 生活困窮者支援（きらきら食堂、お互い様リサイクル）
- ② 災害時要援護者支援（福祉避難所支援についての役割）
- ③ 成年後見制度への支援
- ④ その他、全法人職員研修会の実施

B 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

「誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らせる」ことを目的とし、住民が参加できる各種の地域福祉事業を次のとおり実施します。

(1) ふれあい・いきいきサロン事業（受託事業費含む）

小地域で住民同士が、ふれあいや介護予防、閉じこもり防止など地域の寄りどころとして機能する（サロン）への総合的な支援をし、地域福祉発展に努めます。

○サロン活動助成金の交付

○ふれあい・いきいきサロン連絡協議会事務局運営（研修会等の実施）

○砥部町介護予防事業の活用

○サロンに関する相談助言

○サロンに関する情報提供

○サロン活動に適する備品の貸出

【取り組み】

- ・サロン立ち上げへのアプローチ

- ・サロン相談や継続しているサロンへの支援、サロン同士の交流のサポート
- ・サロンとは？の再認識をお世話人さんへ伝えます。
- ・職員間の連携

（２）地域福祉活動助成事業（上限４団体）

NPO及びボランティア団体等を対象として、それぞれが企画する福祉事業へ助成金を支給し、町内の福祉活動の推進を図っていきます。

（３）福祉学習事業

福祉知識、地域力や互助、心を育む「福祉学習」に関する企画・講座等の提供をし、福祉への関心を深めます。地域や学校等との連携し、福祉学習を広めていきます。

【取り組み】

- ・町内小学校、放課後児童クラブ、放課後子ども教室との関わり強化
- ・「Let's to beハビ講座」の推進及び実施
- ・福祉フェスティバル時児童ふれあい事業（ぽっかぽかさん依頼）
- ・木育ひろばへの支援
- ・えひめ丸ごと交流事業 IN 伊方町（８月）

（４）防災対策支援事業

災害・防災をテーマに、平時から地域住民や各団体等の連携を深め、非常時に発揮できる「しくみ」や互助の大切さを啓発していき、また児童に対して防災学習の実施をしていきます。

【取り組み】

- ・TOBE 防災ネットワークの活動
- ・防災学習（子供防災キャンプの実施）
- ・砥部町総合防災訓練への参加
- ・災害イベントの実施及び参加
- ・地域支えあい活動の推進

（５）精神保健福祉事業

こころの病、精神障がい、発達障がいのある方の自立と社会参加および、病気について理解を深めたり、関わり方を学んだり、町民のこころの健康づくりを支援する企画を立案し、実施します。また精神保健福祉ボランティアの育成に取り組みます。

【取り組み】

- ・関心度の高い項目や希望に沿った講座の開催
- ・精神保健福祉ボランティア活動支援
- ・精神保健福祉に関わる講座の開催
- ・わくわく交流会の参加（松前町）

(6) 在宅介護者家族の会の開催

在宅で介護されている介護者を対象に、日々の介護における悩み相談や情報交換の場所を設けて介護者のストレス発散や休息の場として利用できるよう実施します。

6月・8月・11月・2月（全4回開催）

【取り組み】

- ・アンケートの活用や交流の中で意見交換や相談をしていきます。

(7) 簡単ヨガ講座助成事業（昼の部24回、夜の部36回）

ヨガ講座を通じて、子どもからお年寄りまで住民誰もが参加できる健康づくり事業。また仲間づくりや地域コミュニティの発展を図る目的を含め、定期的に講座を実施します。

※平成30年度から個人参加費（1回あたり250円）

【取り組み】

- ・初心者を優先し、多くの住民が参加できるようにします。
- ・参加者に福祉活動の周知及び参加の呼びかけを行います。

(8) イベント資機材貸出事業

住民がコミュニティの醸成、発展、維持等を目的とした活動に使用する場合等に無料でイベント資機材の貸出しを行います。

【貸出内容】

- ①視聴覚機材（PA機器、プロジェクター・スクリーン、テレビ、カラオケ、DVD、ビデオなど）
- ②レクリエーション機材（ミニゴルフ、だるま落とし、魚釣りゲームなど）
- ③イベント資機材（ポップコーン機、かき氷機、魚焼き機、ホットプレートなど）

【取り組み】

- ・貸出表、機材の管理
- ・レンタル後の備品確認

(9) レクリエーション施設整備事業

地域福祉の推進を図るため、町内の行政区が行うレクリエーション施設整備事業に要する経費に対し、助成金の交付を行います。

(10) 生きがいと創造の事業

大正琴教室（文化）を通じて、高齢者の生きがいづくりや交流の場として生きがい教室を定期的に開催します。（月2回）

(11) 介護教室の開催（砥部町受託事業）

介護者や介護に興味のある方に対して、地域に出向き、役立つ情報やコツをお伝えする教室を開催します。又、地域住民の方が気軽に立ち寄り交流や相談などができる場所の提供を行います。

【取り組み】

- ・近隣地域へ事業発信をします。
- ・買い物客が気軽に立ち寄れるオープンな雰囲気づくり（フジ砥部店）
- ・介護教室を利用して催しをしたい団体への発信をします。
- ・前年度参加者の継続した参加の促しを行います。

C 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（１）広報誌「社協だより」の発行（５月、７月、１０月、１月 年４回）

社会福祉協議会等の福祉活動及び福祉に関する事柄について広報・宣伝・情報提供を示し、地域住民への周知を図ります。

【取り組み】

- ・親しみやすい社協だよりに努めます。
- ・他市町の広報も参考にします。

（２）ホームページ等による福祉情報提供への推進

広報誌と提携することで定期的に福祉企画・福祉事業等の情報を発信し、地域福祉の啓発を図ります。

【取り組み】

- ・更新率のUP。事業記録を残す取り組み。
- ・Instagram で社協活動の宣伝をします。

（３）イメージキャラクターの活用

イメージキャラクター「ホッと君」を「社協だより」「HP」をはじめ「町内外イベント」等に活用し、社協及び福祉のイメージアップを図ります。

【取り組み】

- ・「ホッと君」「とべと」等、社協主催の事業で積極的に活用していきます。

（４）砥部町社協福祉フェスタの開催（年１回）

砥部町の福祉関係団体からなる総合的な福祉イベントを開催し、参加住民に対し日々活動している団体が事業を通じて啓発、交流を持ち、地域福祉の理解を広げる場として企画及び運営していきます。

※予定：２０１９年１０月２０日（日）９：３０～１４：３０

会場は砥部町文化会館

【取り組み】

- ・実行委員会主体の企画運営
- ・福祉分野を広く取り入れた企画づくり
- ・高齢者や障がい者の参加に繋がる企画
- ・参加団体の広がり

D A～Cのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための事業

(1) 各種研修事業の強化

住民及び職員に対し、地域福祉に関する研修会の周知を図り、参加者が幅のある福祉知識の向上に繋がれる企画をしていきます。

- ・町内外の福祉に関する研修会の周知および参加

E 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

(1) 民生児童委員との連携

小地域福祉活動の担い手、相談役となる民生児童委員との連携により、社協が携わる社会福祉事業協力のお願いや民生児童委員が地域の声として代弁する地域の困りごとやニーズに対し、相談・助言等を行いながら、共に解決を目指す取り組みを図ります。

【協力依頼事項】

- ・赤い羽根共同募金（法人募金、職域募金）に関すること
- ・福祉フェスタ事業に関すること
- ・地域福祉活動計画事業（座談会）に関すること
- ・生活支援体制整備事業（座談会）に関すること
- ・その他必要な福祉事業に関すること

(2) 保健、医療、福祉との連携

保健・医療・福祉の共通した課題に向けてのお互いの協力のもと取り組みを図っていきます。

- 砥部町介護支援専門員研修会の参加（2ヶ月に1回）
- 保健センター事業、医療技術大学地域実習への協力

【取り組み】

- ・町内の専門機関との連携や事業協力を図っていきます。

(3) 県社協及び県下社協との連携

県社協を中心とした県下社協と福祉情報共有や連携強化を図っていきます。

- 県社協が実施する研修への積極参加
- 市町社協会長トップミーティングの参加
- 市町社協事務局長会議への参加
- 中予地区社協研修会への参加
- 社協職員研修部会の参加（任期2年）
- 災害ボランティア中核スタッフに関すること
- 社協職員連絡会（研究・情報部会）に関すること
- ボランティア・福祉学習プロジェクト委員会への参加
- 町社協サミットの参加

○その他協力要請のある事業への参加

(4) 福祉事業の担い手育成への取り組み

社協事業を通じて、福祉の担い手づくりへの協力を行います。

○聖カタリナ大学、東雲女子大学（社会福祉実習）

○中学生職業体験

○その他、介護支援専門員、訪問介護等の実習サポート

【取り組み】

・実習生を受け入れ、砥部町と社協の仕事内容を理解してもらい、砥部町社協、福祉事業の魅力を伝えます。

・実習生の福祉の仕事をしたいという思いが、ますます深まるような実習内容にします。

(5) その他社会福祉に関する事業の参加

○愛媛県社会福祉大会への参加

○地域振興課事業（広田地域づくり協議会）への参加

○社会教育課事業（人権・放課後学習・子育て支援）への参加

○その他行政からの協力依頼

F 共同募金事業への協力

(1) 赤い羽根共同募金運動の実施

町内の各種団体や町民の協力のもと 10 月 1 日から 12 月 31 日の 3 か月間、募金活動に従事します。

○戸別募金（町内住民に対し募金のお願い）

○法人募金（町内企業に対し募金のお願い）

○職域募金（町内公的機関等に対し募金のお願い）

○学校募金（町内小中高校生に対し募金のお願い）

○イベント募金（町内で行われるイベントに参加し募金運動の実施）

○募金箱の設置（各公共機関等に対し募金箱の設置のお願い）

○その他（個人寄付等の受付）

(2) 赤い羽根共同募金配分事業

集めた募金は県共同募金からの地域配分金によって各市町社協に配分されます。配分された資金を地域福祉事業費として活用されるため、砥部町社会福祉協議会は各種地域福祉事業への配分及び企画等を図っていきます。

2019年度事業用地域配分金 2,158,793 円

	配分事業名	事業費（円）	事業内容	区分
1	在宅高齢者紙おむつ支給事業	180,000	・在宅高齢者へおむつ支給 1 回/2 ヶ月 配布	高齢者
2	障がい者紙おむつ支給事業	100,000	・在宅障がい者へおむつ支給	障がい者

			1 回/2 ヶ月 配布	
3	ボランティア活動育成事業	300,000	・ボランティア連絡協議会活動助成金	ボランティア
4	ボランティアセンター強化事業	70,000	・児童（学生）ボランティア養成講座開催 ・とべ「ほっと」けれん事業 ・災害ボラ活動保険助成 ・災害時支援ボランティア活動費	ボランティア
5	簡単ヨガ講座	50,000	・上下半期 計 60 回開催	町民
6	広報活動事業	488,793	・社協だより年 4 回発行 ・社協 PR 活動	町民
7	福祉活動支援事業	50,000	・民生児童委員協議会への活動補助	団体
8	地域福祉活動計画事業	120,000	・砥部町地域福祉活動推進懇談会 ・地区地域福祉活動推進懇談会	地域
9	小地域福祉活動発展事業	240,000	・小地域を単位とした住民による福祉活動に係る助成金（4 地区） 1 地区（60,000 円）	地域
10	地域福祉助成金事業	80,000	・地域福祉団体への活動助成金 1 団体上限 20,000 円	福祉団体
11	福祉学習事業	260,000	・福祉教育講座の開催 ・LET 'S とべハピ事業 ・親子ふれあい交流事業の開催（福祉フェスタ、木育ひろば） ・えひめ丸ごと交流事業の開催	地域 児童 子育て
12	精神保健福祉事業	75,000	・精神保健Ⅴ講座の開催（3 万） ・精神保健福祉Ⅴ活動助成（2.5 万） ・わくわく交流会助成（2 万）	障がい者
13	生活困窮者自立支援事業	35,000	・小口資金貸付事業 ・子ども食堂の開催	困窮者
14	防災対策支援事業	110,000	・こども防災キャンプ事業 ・TOBE 防災ネットワーク活動 ・防災学習・総合防災訓練・イベント活用費	地域
計		2,158,793		

※「地域から孤立をなくそう」特別事業～2019年5月申請予定

1 市町社協配分上限額 300,000 円

	配分事業名	事業費（円）	事業内容	区分
1	地域福祉活動計画発展事業	300,000	・地域福祉映画会の開催 （テーマ「いのち」） ・地域福祉活動セミナーの開催 ・社会福祉法人連携協議会	地域

計		300,000		
---	--	---------	--	--

【取り組み】

- ・新たな開拓を行う。
- ・イベント募金の際にPRをする。

G ボランティア活動の振興

(1) ボランティアセンターの運営（ボランティアセンター強化事業）

- ボランティアセンター機能強化
(ニーズの発掘、情報発信、ボランティア登録の強化)
- ボランティア活動に関する情報提供及び相談、連絡、調整
- ボランティア登録への推進
- ボランティア研修会への参加
- ボランティア育成に係る講座等の開催
- 生活支援ボランティア事業に関するフォローアップ及びボランティア開発
- 生活支援ボランティア事業「とべ「ホット」けれん」事業の実施

(2) ボランティアの交流と組織化及び活動支援

- ボランティア連絡協議会事務局運営
- ボランティア連絡協議会加入促進
- 広域松山圏ボランティア連絡協議会への参加
- 広域松山圏ボランティア交流会（2019年度東温市が主催）
- 地域づくり市民ネットワーク協議会の参加
- 新たなボランティアグループの発掘
- ボランティア団体活動の把握
- ボランティア活動育成事業（共同募金配分からボランティア活動助成）
- ボランティア学生交流（とべちょぼら等）
- 小中学生ボランティア講座の開催「総合的な学習の時間」への参加
- メルマガの発信、ボランティア情報誌の作成
- 新たなボランティアとの繋がりづくり
- ボランティア・サロンなど合同でできるリーダー研修

(3) ボランティア活動保険の加入促進

- ボランティア保険加入及び事故発生時の手続きに係る事務
- 災害ボランティア活動参加者に対し保険掛け金の助成

(4) 災害ボランティアに関する事項

- 災害・防災に関する各関係機関との連携協力
- 住民に対し災害・防災等の研修会実施の促進
- 災害時、災害ボランティアセンターの設置、運営及び必要時町外への支援

- 災害ボランティアセンター運営マニュアルの定期的な見直しの検討
- 災害ボランティアセンター中核スタッフ研修会の参加（3期生）
- 災害ボランティアセンター中核スタッフ研修会フォローアップ
- 災害ボランティアセンター及び社協内訓練の実施
- 災害ボランティア活動資機材および備蓄食料の確保
- 防災士等の防災に関するネットワークづくり

H 心配ごと相談事業

（１）心配ごと相談所事業

日常、抱えている不安や心配ごとについて、住民がいつでも気軽に相談できる身近な相談窓口を定期的に開設します。（月２回）

【相談所】 砥部町老人福祉センター（第２、４木曜日１０：００～１２：００）

【主な内容】

- 開設所での相談業務
- ３０分無料弁護士相談の紹介（かちまち法律事務所）
- ３０分無料司法書士相談の紹介（山本良一司法書士事務所）
- 電話による相談支援（受付時間 月～金８：３０～１７：３０）
- 相談員研修への参加

【取り組み】

- ・相談内容により、各関係機関や制度に繋がっていきます。
- ・相談内容により、生活困窮者自立支援事業に積極的に繋がっていきます。
- ・出張司法書士相談の開所（８月、１０月、２月）

I 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業又は第１号介護予防支援事業

介護保険法で要介護認定を受けた利用者及びその家族に対し、安心して在宅で暮らせるよう、質のあるサービス支援を目指します。また効率的運営による経営の安定化とサービスの質の向上を図りながら事業を実施します。

（１）居宅介護支援事業（介護保険事業）

アセスメントの実施から利用者ニーズを引出し、在宅生活において、自立支援に繋がるケアプランの作成及び定期的にモニタリングや相談支援を実施します。

【取り組み】

- ・各勉強会への参加や講師・教室等の手伝い依頼への協力

（２）介護予防居宅介護支援事業（介護保険事業）

地域包括支援センターから委託を受けた利用者に対し、アセスメントをおこない利用者

ニーズを引出しながら、自立支援を含めた介護予防に繋がるケアプランの作成及び定期的なモニタリングや相談支援を実施します。

【取り組み】

- ・介護予防事業の協力

(3) 特定住所地介護保険認定調査の実施（各市町契約）

特定住所を有する被保険者に対し、認定調査を行います。

※なお介護保険証更新申請者に限ります。

【取り組み】

- ・公正な調査を心掛けます。
- ・調査員によって調査結果の隔たりがない様に意見交換・情報交換を行います。

J 介護保険サービス等事業

介護保険法、障害者総合支援法などに係る利用者（児）及びその家族が、在宅で安心した生活が続けられるよう在宅（居宅）支援（ホームヘルプサービス等）のサービスを実施します。事業の実施にあたり、サービスの質や専門知識の向上を目指し、より良いサービスの提供、また効率・効果的な事業の実施を行い適正な運営を図ります。

(1) 訪問介護事業（介護保険事業）

利用者及びその家族が在宅で安心して生活できるよう、自立支援に向けての計画を図り、身体介護及び生活援助、相談・助言等の支援を実施します。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業（砥部町介護予防・日常生活支援総合事業）

介護予防訪問介護相当サービス（訪問介護相当サービス みなし指定）

訪問型サービス A（基準緩和サービス みなし指定）

利用者が可能な限り在宅において、要支援状態の維持・改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活が送れるよう、生活全般に渡る支援を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上等ができるよう実施します。

【取り組み】

- ・事業所スタッフ・介護保険・障がいサービスに対する支援の質の向上を図ります。

K 障害福祉サービス事業

(1) 居宅介護事業（障害者総合支援法）

障がい者（児）が在宅で安心して生活できるよう、身体介護及び生活援助等に関する相談及び助言などのうちから居宅介護計画に基づいて支援を実施します。

(2) 重度訪問介護事業（障害者総合支援法）

重度の障がい者（児）が在宅で安心して生活できるよう、長時間にわたり身体介護及び

生活援助等に関する相談及び助言などのうちから居宅介護計画に基づいて支援を実施します。

（３）同行援護（障害者総合支援法）

視覚障がい者（児）が安心して生活ができるよう、外出の支援等に関する相談及び助言などのうちから居宅介護計画に基づいて支援を実施します。

（４）移動支援事業（砥部町受託事業）

対象となる利用者が在宅で安心して生活できるよう、外出の支援等に関する相談及び助言などのうちから居宅介護計画に基づいて支援を実施します。

【取り組み】

- ・ヘルパー会で勉強会の実施
- ・障害サービスにおける制度理解を深めていきます。

L 相談支援事業

（１）計画相談支援事業所の設置（障害者総合支援法）

障がい者へアセスメントの実施や生活ニーズを引出し、自立支援に繋がるプランの作成及び定期的にモニタリングや相談支援を実施します。

【取り組み】

- ・その人らしい日常生活が続けられるよう地域での支援体制を整えていきます。
- ・関係機関との支援体制を整えていきます。

（２）一般相談支援事業所の設置（障害者総合支援法）

障がい者への総合的な相談を行い、特に障がい者の生活課題や在宅復帰、入所等に向けての支援や各関係機関との連絡・調整等を実施します。

【取り組み】

- ・関係機関との支援体制を整えていきます。
- ・資格習得、研修などに積極的に参加していきます。

（３）障がい者区分認定調査の実施

障がいサービス受給者に対し受給に係る区分認定調査を実施します。

【取り組み】

- ・模擬調査や事例検討会の実施をします。

M 福祉サービス利用援助事業

（１）福祉サービス利用援助事業

社会福祉法に基づき、認知症、知的障がい、精神障がい者等を対象として、適切な日常

生活を送れるよう、契約により福祉サービスの利用や日常的金銭管理の手伝いをします。

① 判断能力に不安のある方に対し、福祉サービス利用の手続きや相談、金銭管理等を行う。

② 定期的な生活支援員研修

【取り組み】

- ・多様な支援を経験し、新規相談への対応を円滑に行います。
- ・福祉サービス利用援助事業を必要としている人に支援が届くよう、広報を強化し周知に努めます。

N まごころ銀行の設置運営

(1) まごころ銀行の運営

社会福祉に対する寄付や寄贈を受け、福祉事業等に還元し地域福祉の増進を図ります。

O 生活困窮者自立支援事業（県受託事業）

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者への支援制度で、主に生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給その他支援を行うための所要の処置を講ずる事業です。

砥部町社会福祉協議会では、「主任相談員 1 名、相談支援員・就労支援員・家計相談員 1 名」を設置。

【取り組み】

- ・各関係機関と連携を図りながら、多様な相談に対応します。
- ・参加可能な研修会に参加し、スキルアップを図ります。

P 生活支援体制整備事業

(1) 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター・協議体）

高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、民間企業や NPO、ボランティアや地域住民をはじめとした多様な主体が連携しながら、地域における高齢者支援の担い手やサービスの開発を行い、高齢者の社会参加および生活支援・介護予防の充実を推進することを目的として、町内全域（第 1 層）及び地区（第 2 層）に「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置を行う事業です。

①生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネッ

トワーク構築)を果たす者

②協議体

地域における生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク（2 か月に 1 度は顔を合わせる機会をつくる。）

【取り組み】

- ・第 1 層協議体の役割の整理や強化を図ります。
- ・地域のペースに合わせた協議体の進行をします。
- ・繋がり（楽しい）から地域支援への橋渡しをします
- ・活動を通じて地域見守りネットワーク、サロン等の提案をします。
- ・生活支援コーディネーターのスキルアップを図ります。

Q 法人後見事業

（１）法人後見事業の設置

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分なために、意思決定が困難な者の判断能力を補うため、当社協が成年後見人、保佐人又は補助人となることにより、被後見人、被保佐人又は補助人の財産管理並びに身上監護を行い、高齢者、障がい者等が安心して日常生活を送ることができるように支援します。

【業務内容】

- 後見業務（被後見人の財産管理及び身上監護）
- 後見業務における弁護士、司法書士等の法律専門家や関係機関の連携
- 法人後見運営委員会の運営

R その他この法人の目的達成のために必要な事業

（１）生活福祉資金貸付事業

低所得者、高齢者、障がい者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。

①総合支援資金

- ・生活支援費
生活再建までの間に必要な生活費用
- ・住宅入居費
敷金、礼金等住宅の賃借契約を結ぶために必要な費用
- ・一時生活再建費
生活再建に必要な一時的な費用。就職・転職を前提とした技能習得に要する経費。滞納している公共料金等の立替え費用、債務整理をするために必要な経費。

②福祉資金

- ・福祉費

介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費また、その他日常生活上一時的に必要な経費

- ・緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用

③教育支援資金

- ・教育支援費

低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費

- ・就学支度費

低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費

④不動産担保型生活資金

- ・不動産担保型生活資金

低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付け資金

- ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

⑤貸付相談及び貸付業務

【取り組み】

- ・研修会に参加し、スキルアップを図ります。
- ・関係機関との連絡相談を密に行い、スムーズな貸し付けを行います。

(2) 在宅高齢者紙おむつ支給事業・在宅重度障がい者（児）紙おむつ支給事業

在宅の寝たきり高齢者、重度障がい者（児）に対し、紙おむつの支給と配布を行い、在宅介護の経済的負担、精神的負担軽減と在宅福祉の増進を図ります。（奇数月配布）

【取り組み】

- ・利用者・家族情報（アセスメント）の確保（年ごと）
- ・定期的な訪問としての見守り要素を高めます。（相談業務可）
- ・利用者・家族に社協情報の周知や提供を行います。

(3) 介護機器貸出事業

自立支援及び在宅介護の負担軽減のため介護機器（車イス）を貸出します。

【取り組み】

- ・備品管理の強化（定期検査、備品台帳整備など）

（４）介護予防教室事業（地域支援事業 砥部町受託事業）

サロン活動、老人クラブ活動等、地域高齢者が集まる場において、介護予防に係る講座や教室などの開催を行います。（全１６回）

【取り組み】

- ・講師指導により、講師がいなくても継続的に活動できる支援
- ・介護予防教室を通じてサロン訪問を実施
- ・サロン参加者の生の声をしっかり聴きます。

（５）住民グループ支援事業（地域支援事業 砥部町受託事業）

サロン等の立ち上げや住民が集う地域拠点づくりなどに対して活動の支援を行います。

【取り組み】

- ・地域福祉活動に繋がるコーディネートを行います。

（６）家族介護用品支給事業（砥部町受託事業）

在宅介護に必要な介護用品の配布を行います。（奇数月配布）

（７）砥部町民生児童委員協議会事務局運営（砥部町受託事業）

民生児童委員協議会に係る事務及び役員会、定例会等の運営にあたり、地域福祉協力者の要となる民生児童委員とのより密接な関係づくりを行います。

○役員会、定例会の開催（毎月）

【取り組み】

- ・民生児童委員への相談・サポートを図ります。
- ・重点プロジェクト（災害時行動マニュアル・活動を支える仕組み）の推進
⇒ 実施期間３年間（３年目）

（８）町内障がい者団体支援

精神障がい者家族の会、砥部町手をつなぐ育成会、とべ・ひびきの会の運営支援を行います。

【取り組み】

- ・総会等の参加
- ・資料等の作成支援
- ・各団体のイベント参加

（９）老人クラブ連合会事務局運営（砥部町受託事業）

地域最大の団体であり、高齢者の生きがいの促進として継続的にクラブ及び会員増進に努め、加入してよかったと思える魅力ある活動づくりを推進していきます。「全国１００万人増強運動」が展開される中、砥部町では５年計画の中、会員増強を目指しています。

【取り組み】

- ・休会クラブに対する呼びかけ
- ・単位クラブ会長のサポート、会員さんたちの地域活動支援

(10) 老人福祉センター (砥部町受託事業)

【内容】

- 利用者相談、センターの開閉管理
- 入浴の管理
- 機械室の管理
- センター内および周辺の清掃
- 飲料水の管理など